

平成 25 年度 枚方市地域防災計画 修正の概要

今年度については、現在、大阪府の検討部会において「南海トラフの巨大地震」に関する詳細な被害想定が進められており、来年 3 月には大阪府地域防災計画の修正が予定されていることから最小限の修正にとどめています。

1 災害時要援護者に配慮した避難所の整備

福祉避難所（二次的な避難施設）として、市立総合福祉会館（ラポールひらかた）を指定したことに伴い修正。

2 枚方市災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部員の見直し

〈災害対策基本法の修正箇所〉

第 23 の 2

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する

と改正されたことから、従来、災害対策本部で「枚方寝屋川消防組合職員（市派遣職員）」としていた部分を「枚方寝屋川消防組合職員（消防長の指名する消防吏員）」に修正。

(2) 災害対策本部事務局員の人数の見直し

災害対策本部の事務局の職員数を「50 人以内」としていたが、災害の規模に応じた事務局体制をとることを可能とするため上限を撤廃する。

3 今後の枚方市地域防災計画修正について

災害対策基本法の改正（一部未施行）や水防法の改正に伴う修正、大阪府防災会議の「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」による詳細な地震・津波被害想定等を反映させるため、大阪府地域防災計画が今年度末に修正される予定となっている。このため、上位計画との整合を図るため来年度に大幅な見直しを行う。

また、来年度、中核市移行に伴い、市の機構改革や事務が拡大することを踏まえた修正を行っていく予定。